

広 情 審 第 4 号
平成 2 1 年 2 月 5 日

広島市長 秋 葉 忠 利 様

広島市情報公開審査会
会長 佐 伯 祐 二

公文書部分開示決定及び公文書不開示決定に係る異議申立てに対する
決定について（答申）

平成 2 0 年 6 月 2 日付け広情シ第 1 4 号、同日付け広情シ第 1 5 号及び同月 2 7 日付け広情シ第 2 1 号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第 3 6 号、第 3 7 号及び第 3 8 号関係）

別添（諮問第３６号、第３７号及び第３８号関係）

答 申 書

平成２０年６月２日付け広情シ第１４号で諮問のあった事案（諮問第３６号で受理）、同日付け広情シ第１５号で諮問のあった事案（諮問第３７号で受理）及び同月２７日付け広情シ第２１号で諮問のあった事案（諮問第３８号で受理）について、次のとおり答申します。

第１ 審査会の結論

- 1 「広島市土木工事設計積算・下水道設計用数量計算システムハードウェアの提案及びその設計書」と題する文書（諮問第３６号関係）について広島市長（以下「実施機関」という。）が部分開示とした決定のうち、別紙１の「審査会の判断」の欄に「開示」と表記した項目に係る不開示部分については、これを取り消し、開示すべきです。その他の部分については、実施機関の決定は妥当です。
- 2 「広島市土木工事設計積算・下水道設計用数量計算システムの調達仕様書（案）」と題する文書（諮問第３７号関係）について実施機関が不開示とした決定のうち、別紙２の「審査会が開示が妥当と判断した部分」については、これを取り消し、開示すべきです。その他の部分については、実施機関の決定は妥当ですが、土木工事設計積算・下水道設計用数量計算システム（以下「本件システム」という。）の入札公告が行われた時点で、異議申立人（以下「申立人」という。）及びその他の入札参加希望者に情報提供するよう努めてください。
- 3 「広島市土木工事設計積算・下水道設計用数量計算システムの各パッケージ製品の比較調査報告書」と題する文書（諮問第３８号関係）について実施機関が部分開示とした決定のうち、別紙３－１の「製品名」、「導入実績数」、「システム処理方式」、「サーバ動作条件」、「クライアント動作条件」及び「ネットワーク動作条件」の項目については、「×」及び「△」で表記された欄に係る不開示部分について、これを取り消し、開示すべきです。その他の部分については、実施機関の決定は妥当です。

第２ 異議申立ての趣旨

- 1 平成２０年５月９日付けの同年４月２８日付け広情シ第６号の処分に係る異議申立

ての趣旨は、下記４の(1)の公文書開示請求（以下「本件公文書開示請求」という。）に対し実施機関が行った下記５の(2)の部分開示決定を取り消すよう求めているものです。

２ 平成２０年５月９日付けの同年４月２８日付け広情シ第７号の処分に係る異議申立ての趣旨は、本件公文書開示請求に対し実施機関が行った下記５の(3)の不開示決定を取り消すよう求めているものです。

３ 平成２０年５月２９日付けの同年５月２３日付け広情シ第１２号の処分に係る異議申立ての趣旨は、本件公文書開示請求に対し実施機関が行った下記５の(4)の部分開示決定を取り消すよう求めているものです。

４ 平成２０年４月１４日付け公文書開示請求の内容及び実施機関が特定した公文書

(1) 公文書開示請求の内容

広島市土木工事設計積算・下水道設計用数量計算システムの新規開発に伴う基本設計書に関する成果物５種類

(2) 実施機関が特定した公文書

ア ヒアリング結果報告書

イ 広島市土木工事設計積算・下水道設計用数量計算システムの新規開発に伴う基本設計書

ウ 広島市土木工事設計積算・下水道設計用数量計算システムの各パッケージ製品の比較調査報告書（諮問第３８号関係。以下「本件対象公文書３」という。）

エ 広島市土木工事設計積算・下水道設計用数量計算システムハードウェアの提案及びその設計書（諮問第３６号関係。以下「本件対象公文書１」という。）

オ 広島市土木工事設計積算・下水道設計用数量計算システムの調達仕様書（案）（諮問第３７号関係。以下「本件対象公文書２」という。）

５ 実施機関の決定の内容

(1) 上記４の(2)のア及びイについて

開示決定（平成２０年４月２８日付け広情シ第５号）

(2) 上記４の(2)のエについて

部分開示決定（平成２０年４月２８日付け広情シ第６号。以下「本件部分開示決定１」という。）（諮問第３６号関係）

(3) 上記４の(2)のオについて

不開示決定（平成２０年４月２８日付け広情シ第７号。以下「本件不開示決定」という。）（諮問第３７号関係）

(4) 上記４の(2)ウについて

部分開示決定（平成20年5月23日付け広情シ第12号。以下「本件部分開示決定2」という。）（諮問第38号関係）

第3 申立人の主張の要旨

異議申立書、意見書及び口頭意見陳述での主張を要約すると、おおむね次のとおりです。

1 本件部分開示決定1について

不開示とされた情報は、当該基本設計書にもあるようにノウハウというものではなく、単に従来の自社製品の実績を基礎データとした数量計算に過ぎず、ターミナルサービス機能という旧技術を記述しているだけで、不開示とすべき情報ではない。むしろ、単なる数量個別情報を不開示とした場合、今後の入札に際し、他の事業者への参入障壁となることで、一部の事業者のみが個別ブラックボックス化された情報を保有することで有利となる。こうしたことは、公正さを失い、広島市に損害をもたらすものである。

2 本件不開示決定について

不開示とすることで、一部の業者のみが当該情報を知ることとなり、今後予定される当該システムの入札が不公正となるおそれや入札参入障壁となる仕様が含まれているおそれがあり、入札の公正さが失われて、一部の業者に結果的に有利になる。こうしたことは、結果として行政の公正さを欠くことになるものである。

3 本件部分開示決定2について

不開示情報は、「土木工事設計積算・下水道設計用数量計算システム」の基本設計書を受託した特定事業者が作成したものであり、当該事業者は今後のシステム構築、保守に係る一般競争入札への参加が予想される。この情報を不開示とすれば、特定事業者のみが価格情報、機能評価情報を知ることとなり、行政の公正さを失う。特定事業者のみが情報を保有し、一般には不開示として今後の入札時の他事業者への参入障壁となることで、一部の事業者のみが利益を得ることとなるため、不開示とする情報には該当しない。こうしたことは、公正さを失し、広島市に損害をもたらすものである。

第4 実施機関の主張の要旨

処分理由説明書、意見書及び口頭意見陳述での主張を要約すると、おおむね次のとおりです。

1 本件部分開示決定1について

ハードウェア構成の提案にあたっては、業務要件、運用要件及び技術要件等を定めた基本設計書に基づいて、ターミナルサービス方式、Web方式、クライアント・サーバ方式それぞれについて、具体的なハードウェア資源を見積っており、随所に、企業独自のシステム設計手法、経験及び実績が活用されている。これらの企業独自のシステム設計手法等は、長年、企業が研究・蓄積してきた財産（コンピュータ等による情報処理等に係る技術上のノウハウその他技術上の秘密に関する事項）であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位を害するものと認められる（広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）第7条第2号）。なお、不開示としている情報の内容・性質別分類の考え方は次の3種類である。

(1) 「企業研究に関するもの」

長年にわたる企業研究により得られたノウハウであり、競合他社の企業活動へ利用される可能性がある。

(2) 「導入実績に関するもの」

数多くの導入実績から得られたノウハウであり、競合他社の企業活動へ利用される可能性がある。

(3) 「システム調達の提案に関するもの」

本市が求めるシステム像に合わせて、富士通株式会社が提案した内容であり、システムについての考え方やノウハウを反映したものである。この情報が競合他社に伝わると営業活動等の中で競合他社が自社に優位な論法で、富士通仕様との差別化をクローズアップしてくることが想定され、今後の事業継続に大きな悪影響を及ぼすおそれがある。

2 本件不開示決定について

- (1) 本調達仕様書（案）は、今後の入札の仕様書の基本となる文書であり、入札公告前に一部の特定の者に対して開示することは、入札事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、将来にわたり入札制度そのものに悪影響を与えるものである。また、当該文書は、内部検討段階での試案・試算でもあり、事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（条例第7条第3号）。
- (2) 一般競争入札においては、事前に入札公告により、仕様内容等を了知できる一定の期間があるため、富士通株式会社が特段有利になることはない。

3 本件部分開示決定2について

- (1) 本比較調査報告書は、都道府県及び政令指定都市に土木工事設計積算システム等を導入した実績のある業者の中から、製品の動作環境、機能、導入経費等について調査を実施し、その結果をまとめたものである。当該公文書の内容は、第三者の情

報でコンピュータ等による情報処理等に係る技術上のノウハウ等の秘密に関する記述があるため、当該第三者（６業者）に対して公文書の開示に対する意見書の提出を求めた。意見書を提出した各社からは、「システムの機能、価格及び取組状況等は企業活動における重要な要素として位置づけており、万一、競合他社へ伝わった場合は、今後の企業活動に重大な影響を及ぼす危険性がある。」との回答を得たことから、各企業が不開示を希望した情報については、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位を害するものとして、不開示とした（条例第７条第２号）。

- (2) 各社の評価の部分は、本市が要求した仕様に基づいた提案に対して、各パッケージ製品の価格面と機能面について総合的な比較検討結果として独自に行ったものである。これを一般に開示した場合は、公の機関が製品の性能を評価したものとみなされ、無用な混乱を招くなど今後の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（条例第７条第３号）。

第５ 審査会の判断理由

当審査会としては、本件対象公文書を見分し、鑑定人の意見を参考にしたうえ、条例の規定に即して検討した結果、以下のとおり判断します。

- 1 土木工事設計積算・下水道設計用数量計算システムのサーバ化基本設計業務について
 - (1) 本市では、大型汎用機による業務システムからサーバによる業務システムへの切替えを進めており、その一環として、土木工事設計積算・下水道設計用数量計算システムについても、新システムに移行することにし、新システムの基本設計書等を作成するため、土木工事設計積算・下水道設計用数量計算システムのサーバ化基本設計業務（以下「本件業務」という。）が行われることになりました。
 - (2) 本件業務を委託するため、平成１９年１２月２５日に一般競争入札が行われ、富士通株式会社中国営業本部（以下「富士通」という。）が落札し、平成２０年１月１６日に契約しました。なお、入札日から契約日までの間に日数を要したのは、富士通の落札価格が、予定価格の約５パーセントであったことから、実施機関において、富士通が適正に業務を履行することができるか等について、審査していたためです。
 - (3) 本件業務の仕様書によれば、富士通は、「(1) ヒアリング結果報告書」、「(2) 土木工事設計積算・下水道設計用数量計算システムの新規開発に伴う基本設計書」、「(3) 土木工事設計積算・下水道設計用数量計算システムの各パッケージ製品の比較調査報告書」、「(4) サーバ等必要となるハードウェアの提案及びその設計書」、「(5) 土木工事設計積算・下水道設計用数量計算システムの調達仕様書（案）」及びこれらの「(6) 電子媒体」を成果物として作成し、納品することになっていたことから、実

施機関は、上記第2の4の(2)のアからオまでの文書を取得しました。

2 本件部分開示決定1について（諮問第36号関係）

(1) 本件対象公文書1について

本件対象公文書1は、システム開発においては、業務アプリケーションの性能を十分に活かすことができるハードウェアを選定する必要があることから、基本設計書（上記第2の4の(2)のイの文書。以下同じ。）に定めた業務要件、運用要件等に基づいて、必要なメモリ量等のハードウェア資源見積りを行い、各種方式におけるハードウェア構成を提案するために作成されたものです。ハードウェア資源見積りには、富士通製品の性能情報、過去の導入事例の情報、実機検証等を活用して行われています。

(2) 本件対象公文書1の不開示部分について

実施機関は、本件対象公文書1について、別紙1の「不開示部分」の欄に表記された部分を不開示としています。また、不開示部分を「企業研究に関するもの」（別紙1に「(企)」と表記）、「導入実績に関するもの」（別紙1に「(導)」と表記）及び「システム調達の提案に関するもの」（別紙1に「(シ)」と表記）の三種類に区分しています。

(3) 条例第7条第2号該当性について

条例第7条第2号本文は、「法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。))に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより当該法人等又は当該個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位を害すると認められるもの」を不開示情報として規定しています。実施機関は、本件対象公文書1の不開示部分の情報は、富士通が長年、研究、蓄積してきた財産であつて、これが公にされれば、富士通にとっては重大な損失となり、富士通の現在及び将来の競争上の地位を害すると主張していますので、実施機関が主張する三区分の情報について、それぞれ、条例第7条第2号該当性が認められるか検討することにします。

ア 「企業研究に関するもの」について

- (ア) システム関連の企業においては、その企業活動の中で、各種システムのハードウェア構成の提案を求められた場合に、提案の基準となるデータを各企業固有のものとして保有していると考えられます。実施機関が「企業研究に関するもの」として不開示としている情報（以下「企業研究情報」という。）についても、富士通が土木工事設計積算システム等のハードウェア構成を提案する際のハードウェア資源見積りを行う基準となるデータであり、今後、類似のケースでハードウェア構成の提案を求められた場合に、恒常的に利用するものと考えられます。このように、企業研究情報は、長年にわたり蓄積されたノウハウであり、当該業界で共通して利用している情報とは認められません。したがっ

て、企業研究情報については、公にすることにより、当該企業の競争上又は事業運営上の地位を害するものとして、条例第7条第2号該当性が認められますので、実施機関の判断は妥当です。

- (イ) なお、実施機関が「システム調達の提案に関するもの」として不開示としている部分のうち、「1 ハードウェア設計」の「(3) ターミナルサービスのハードウェア資源見積り」の「オ サーバ台数」の部分については、システム調達の提案とは関係がなく、各企業での判断が分かれ、富士通が今後、同種の設計を行う際も同様な判断を行う部分であり、「企業研究に関するもの」として、上記で述べた理由が当てはまることから、不開示とすることが妥当であると考えます。

イ 「導入実績に関するもの」について

実施機関が「導入実績に関するもの」として不開示としている情報（以下「導入実績情報」という。）は、実際に富士通製品が導入された機関において実測された稼働実績であり、企業研究情報を利用して、富士通が導き出した結果を裏付ける根拠となる具体的な数値等が示されているものです。これらのデータが、どの機関に導入された製品のものかについては不明ですが、富士通が当該データを公にする前提で当該機関から入手したものと認めがたく、当該データが公にされることで富士通と当該機関の信頼関係が損われることが予想され、富士通の事業運営上の地位を害するものであると認められます。したがって、導入実績情報についても、条例第7条第2号該当性が認められますので、実施機関の判断は妥当です。

ウ 「システムの調達の提案に関するもの」について

- (ア) 実施機関が「システムの調達の提案に関するもの」として不開示としている情報（上記アの(イ)で述べた「オ サーバ台数」の部分を除く。以下「提案情報」という。）は、基本設計書に定めた業務要件、運用要件等を踏まえ、企業研究情報及び導入実績情報に基づき設計を行った結果、想定されるハードウェア構成の例を示したものです。すなわち、富士通の企業研究結果や導入実績を利用して導き出したものではありませんが、本件システムのハードウェア構成の一つの例示にすぎず、富士通固有の企業情報ではありません。このことは、本件対象公文書2の「別紙3」に「機器構成」として、同じ情報が掲載されており、そこで、「本市が想定する機器一覧は次のとおりである。機能・性能を損なわない範囲での機器の統合・分割は認めることとする。」と記載されていることから明らかです。したがって、「本市が求めるシステム像に合わせて、富士通が提案した内容であり、システムに対する富士通の考え方やノウハウを反映したものである」ため不開示にするとの実施機関の主張は妥当とは認められません。

- (イ) さらに、実施機関は、「この情報が競合他社に伝わると営業活動等の中で競合他社が自社に優位な論法で、富士通仕様との差別化をクローズアップしてくることが想定され、今後の事業継続に大きな悪影響を及ぼすおそれがある。」と主張しています。しかし、当審査会が実施機関から聴取したところによると、次の事実が認められます。本件システムの入札の際に公表される入札仕様書には、不開示とされているハードウェア構成の一例が掲載される予定です。そして、具体的なハードウェア構成については、入札が実施された後、落札者の意見を踏まえて、定まることになります。こうして決定されたハードウェア構成は、調達仕様書に示されたものと同一にならないことがあり、実施機関は、必要に応じ、別途、サーバ等の機器について、ハードウェアの調達入札を行うことになります。
- (ウ) 以上の事実関係によれば、実施機関が主張するような「競合他社が自社に優位な論法で、富士通仕様との差別化をクローズアップしてくる」のは、本件システムの入札後、落札者の意見を踏まえて、調達仕様書に示されたハードウェア構成と異なるものを決定する場合であることから、提案情報が公になることと本件システムの入札における競合他社の優位性には相関関係はなく、「今後の事業継続に悪影響を及ぼすおそれ」はないと考えられます。したがって、提案情報についての実施機関の主張は妥当ではなく、条例第7条第2号には該当しないと認められますので、開示することが妥当です。

3 本件不開示決定について（諮問第37号関係）

(1) 本件対象公文書2について

本件対象公文書2は、本件システムの入札の際に公表される調達仕様書の案であり、本件業務の成果物のうち、中核的なものですが、あくまでも案であるため、入札公告時には、内容が変更される可能性があります。

(2) 条例第7条第3号該当性について

ア 条例第7条第3号は、「広島市（以下「市」という。）の機関又は国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人をいう。以下同じ。）が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報として規定しています。実施機関は、本件不開示決定において、「開示しない理由」を「本市の入札事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであるため」としています。

イ 入札に関する情報は、公平、公正な入札を実施するために、入札公告前には公表すべきではないとの主張は、一般論として理解できるものがあります。また、公文書開示請求制度を利用し、調達仕様書の案段階のものが入手できるというこ

とになれば、入札公告を待つことなく、公文書開示請求を行う者が出現し、確定した内容ではない調達仕様書が世間に出回ることによる混乱も予想できることです。しかし、これらの理由は、実施機関が作成する最終的な調達仕様書に関してはよく当てはまりますが、あくまでも受託業者が作成した案段階のものにまで当てはめ、すべてを不開示とすることが妥当かどうかは判断が難しいところです。特に、本件では、本件対象公文書2を作成した富士通が、本件業務の契約上、本件システムの入札に参加することを排除しておらず、実施機関の主張とは矛盾する状況があります。当審査会としては、上記に述べたような理由から、すべてを開示することが妥当とは考えませんが、次に述べるように、開示できる部分があると考えます。

ウ 全部開示されている基本設計書には、新システム開発の概要、業務要件、運用要件、技術要件及びシステム構成が記載されており、調達仕様書の基になるもので、実施機関が認めているように、その内容の大部分が、本件対象公文書2にも記載されています。したがって、すでに開示されている情報と同じ情報を不開示とする理由はありませんので、別紙2の「内容」の項目のうち、「重複」と表記された部分については、開示すべきです。また、これらの開示すべき部分に対応する「目次」の部分も開示すべきです。

エ 本件対象公文書2には、基本設計書の内容と同じものではありませんが、システムの調達仕様書として、一般的な事項であり、入札公告前に開示されても、入札に際し、有利、不利が生ずるようなものではない情報があります。これらの情報は、別紙2の「内容」の項目のうち、「一般」と表記された部分であり、公正な入札事務に支障を及ぼすおそれはないと認められますので、開示すべきと考えます。この中には、上記2の(3)のウで述べた理由から、「別紙3」（機器構成）の部分も含まれます。また、これらの開示すべき部分に対応する「目次」の部分も開示すべきです。

オ 以上のように、本件対象公文書2については、別紙2の「審査会が開示が妥当と判断した部分」を開示すべきです。また、本件システムの入札公告後は、本件対象公文書2を不開示とする理由はありませんので、残りの部分について、申立人及びその他の入札参加希望者に情報提供するよう、当審査会として、実施機関に対し要望します。

4 本件部分開示決定2について（諮問第38号関係）

(1) 本件対象公文書3について

本件対象公文書3は、本件システムの入札に複数の企業が参加できるよう、その仕様が各社で対応可能なものとするため、土木工事設計積算システム等のパッケージ製品を販売している企業に対し、システムの動作環境、機能、導入実績等につい

て照会し、回答を得て作成されたものです。照会は、平成20年3月6日付けで、市長名で各社になされ、そのうちの6社から実施機関に提出された回答を富士通に交付し、富士通が取りまとめて、本件対象公文書3が作成されました。

(2) 本件対象公文書3の不開示部分について

実施機関は、本件対象公文書3に係る決定に当たり、回答を提出した6社に対し、回答された情報の条例第7条第2号該当性を判断するために、条例第13条第1項に基づく第三者に対する意見照会を行いました。このため、実施機関は、30日間の開示決定期間の延長を行ったうえ、各社からの意見どおりに、本件部分開示決定2を行いました。本件部分開示決定2における不開示部分は、別紙3-1から別紙3-4までの各社の欄に、「×」及び「△」の表記がある項目（「△」の表記については、当該項目の一部）となっています。また、別紙3-2の「各社評価」の項目は、実施機関が各社を評価した内容であるとして、6社すべてについて不開示としています。

(3) 条例第7条第2号該当性について

ア 本件対象公文書2の不開示部分（「各社評価」の項目を除く。）について、実施機関は、回答の内容が企業活動における重要な要素として位置づけられており、競合他社へ伝わった場合は、今後の企業活動に重大な影響を及ぼすおそれがあることを不開示の理由としています。

イ 確かに、別紙3-2の「パッケージによる導入経費」のうち、金額に関する情報は、6社すべてについて、不開示となっているか、又は、開示されていても、内容は「未回答」となっており、実施機関が主張するような情報であると推認することができます。しかし、同一の項目であっても、企業により開示、不開示の判断が異なっていたり、実施機関が主張するような情報であるかどうか疑問があるものもあります。

ウ 当審査会が実施機関から聴取したところによれば、各社に回答を依頼した際に、実施機関が得た情報の公表について、企業側の意思を確認するような手続を取っていないことから、これらの情報を公にすることができるかどうかについては、各社に不測の事態を生じさせないよう、意見照会による各社の判断を尊重せざるを得ない面があることは否定できません。しかし、カタログ等に掲載されていたり、顧客側から見て、当該情報の提供を受けなければ購入するかどうかの判断ができないような情報であり、顧客側からの問合せに対して一般的に提供が予定されているような情報については、実施機関が主張するような情報ではなく、条例第7条第2号該当性は認められないと考えます。このような観点からは、別紙3-1の項目のうち、「製品名」、「システム処理方式」、「サーバ動作条件」、「クライアント動作条件」及び「ネットワーク動作条件」については、不開示としている企業のものについても、開示することが妥当であると考えます。

エ また、「導入実績数」の項目については、通常、顧客側からの問合せがあるようなものとは考えられませんが、実績が都道府県と政令指定都市のものであり、これらの団体の情報公開条例に基づき、各団体に開示請求を行えば、開示される情報です。したがって、実施機関が主張するような情報とは認められないことから、不開示としている企業のものについても、開示することが妥当であると考えます。

(4) 条例第7条第3号該当性について

ア 実施機関は、別紙3-2の「各社評価」の項目を不開示としていることについて、「公の機関が製品の性能を評価したものとみなされ、無用な混乱を招くなど今後の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。」と主張しています。

イ 本件対象公文書3の該当部分を見ると、各社に対する評価について、「各社回答の前提条件が異なるため、あくまで参考評価とする。」との記述はありますが、「A 大変良い」から「E 良くない」までの幅のある評価レベルが設定されており、実施機関の事情、基準等に基づき評価したものとはいえ、一般的に言えば同等の評価を受けるべきと考えられるパッケージ製品が、差別化されている印象を受けます。

ウ 本来、中立、公正であるべき行政機関が、企業の販売する製品について、差別化した評価を与え、これを公表することは、例えば、市民の生命、健康等に影響を及ぼすおそれがある事柄に関係する場合等に、考えられないわけではありません。しかし、本件対象公文書3で行われた各社評価については、あくまでも、導入を予定しているシステムについての準備段階での評価であり、確定した一般的な評価ではなく、公表が必要な緊急性等ありません。

エ したがって、この部分を開示し、実施機関の事情、基準等だけで企業の製品を評価したことが公になることにより、市民に対して無用な誤解を与えるとともに、回答を寄せた各社との信頼関係を損うことで、今後の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第7条第3号該当性が認められますので、「各社評価」の項目の不開示は妥当です。

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断するものです。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりです。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処理内容
20. 6. 2	広情シ第14号の諮問を受理（諮問第36号で受理） 広情シ第15号の諮問を受理（諮問第37号で受理）
20. 6. 3 （第1回審査会）	審議（諮問第36号及び第37号の事案の概要説明）
20. 6. 27	広情シ第21号の諮問を受理（諮問第38号で受理）
20. 7. 8 （第2回審査会）	審議（諮問第38号の事案の概要説明。異議申立人及び実施機関の口頭意見陳述）
20. 9. 5 （第3回審査会）	審議（実施機関の口頭意見陳述）
20. 10. 21 （第4回審査会）	審議（鑑定人の意見陳述）
20. 11. 27 （第5回審査会）	審議
21. 1. 13 （第6回審査会）	審議
21. 2. 3 （第7回審査会）	審議

参 考

広島市情報公開審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名
片 木 晴 彦	広島大学大学院法務研究科教授
金 谷 圭 子	弁護士
佐 伯 祐 二 (会 長)	広島大学大学院法務研究科教授
ジョージ・R・ハラダ	広島経済大学経済学部教授
吉 村 知 子	中国新聞社論説委員